

市第11号議案

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号イ中「3,000,000円」を「5,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を引き上げるため、横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第 5 条 下水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

(2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

（ア省略）

イ 交通事故以外によるもの $\frac{5,000,000 \text{ 円}}{3,000,000 \text{ 円}}$

（第 3 号省略）